第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前国共済本文
保険給付の返還	平成二十四年一元化法附則第する給付の返還

を

正前国共済法第七十三条第四項	
済法第七十三条第四項	
三十七条第一項に規定	

に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第九十二条第二項	保険料その他この法律	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法
	保険給付	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付

第十八条第二項の表以外の部分中「改正後厚生年金保険法」を「法律」に、「から第三条の七まで」を「、第三条の六の二」に改め、「第八条の二の五」の下に「、厚生年金保険法施行令第三条の七」を加え、同表改正後厚年令第三条の六の項中「第三条の六」の下に「（見出しを含む。）」を加え、同表改正後厚年令第三条の七の項中「改正後厚年令」を「厚生年金保険法施行令」に改め、同表再評価令第四条第一項の項中「適用する改正後厚生年金保険法の」を「適用するする改正後厚生年金保険法又は適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。）の」に改め、同表再評価令第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同表再評価令第五条第二項の項を削る。

第二十九条中「給付の」を「給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）の」に改める。

第三十一条第二項中「改正後厚生年金保険法第二十七条」を「厚生年金保険法第二十七条」に改める。

第三十七条第五項第一号中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第百二十六条第一項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば改正後厚生年金保険法」を「ならば同法」に改める。

第百二十八条第一項中「改正後厚生年金保険法施行令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第百三十八条第九項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば改正後厚生年金保険法」を「ならば同法」に改め、同条第十三項中「、第四十四条第一項及び第二項並びに」を「及び」に改め、「第十三条の四第四項」の下に「、厚生年金保険法第四十四条第一項及び第二項」を加える。

第三十七条　平成二十七年国共済経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「の改正後厚生年金保険法」を「の厚生年金保険法」に、「おいて厚生年金保険法」を「おいて同法」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三十八条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項及び第二項」を「及び第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定並びに改正後厚生年金保険法」に改め、「改正後厚生年金保険法の」を削り、同項の表第四十三条の二第一項の項中「第四十三条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項」に改め、同表第四十三条の二第二項第一号の項中「第四十三条の二第一項第一号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号」に改め、同表第四十三条の二第二項第二号の項中「第四十三条の二第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号」に改め、同表第四十三条の二第三項の項中「第四十三条の二第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第三項」に改め、同表第四十三条の三第一項の項中「第四十三条の三第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の三第一項」に改め、同表第四十三条の三第二項の項中「第四十三条の三第二項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の三第二項」に改め、同表第四十三条の四第二項第一号の項中「第四十三条の四第二項第一号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第二項第一号」に改め、同表第四十三条の四第二項第二号の項中「第四十三条の四第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第二項第二号」に改め、同表第四十三条の四第三項の項中「第四十三条の四第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第三項」に改め、同表第四十三条の五第二項第一号の項中「第四十三条の五第二項第一号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の五第二項第一号」に改め、同表第四十三条の五第二項第二号の項中「第四十三条の五第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の五第二項第二号」に改め、同表第四十三条の五第三項の項中「第四十三条の五第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の五第三項」に改め、同表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、同表第五十四条第二項の項中「第五十四条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項」に改め、同表第五十四条第二項ただし書の項中「第五十四条第二項ただし書」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書」に改め、同表第五十九条第二項の項中「第五十九条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十九条第二項」に改め、同表第六十条第二項の項中「第六十条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十条第二項」に改め、同表第六十一条第一項の項中「第六十一条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十一条第一項」に改め、同表第六十五条の二の項中「第六十五条の二」を「改正後厚生年金保険法第六十五条の二」に改め、同表第六十六条第一項の項中「第六十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第一項」に改め、同表第六十六条第二項の項中「第六十六条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第二項」に改め、同表第六十七条第一項及び第六十八条の項中「第六十七条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十七条第一項」に改め、同表第九十二条第一項の項中「第九十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十二条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第九十二条第二項	保険料その他この法律	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法
	保険給付	改正前地共済法による職域加算額

第十一条第一項の表第九十二条第二項の項中「第九十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十二条第三項」に改め、同表第百条の二第一項の項中「第百条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第百条の二第一項」に改め、同表第百条の二第三項及び第四項の項中「第百条の二第三項」を「改正後厚生年金保険法第百条の二第三項」に改め、同表附則第十七条の四の前の見出しの項中「附則第十七条の四」を「改正後厚生年金保険法附則第十七条の四」に改め、同表附則第十七条の四第六項本文の項中「附則第十七条の四第六項本文」を「改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文」に改め、同表別表の項中「別表」を「改正後厚生年金保険法別表」に改める。